
プロジェクト 企業結合

項目 子会社株式等の減損とのれんの減損の関係

I. 本資料の目的

1. 本資料は、子会社株式及び関連会社株式（以下「子会社株式等」という。）の減損とのれんの減損の関係について検討することを目的とする。

II. 経緯

2. 第 340 回企業会計基準委員会（2016 年 7 月 13 日開催）において、基準諮問会議から当委員会に対して、子会社株式等の減損とのれんの減損の関係について検討することが新規テーマとして提言された（詳細は審議事項(4)-2 参考資料 1 参照）。
3. 具体的には、例えば、取得時に子会社の時価純資産額をベースに超過収益力等を加味した金額で取得した上場子会社株式等について、その後、株価が超過収益力の毀損以外の理由により下落したことにより、親会社の個別財務諸表において当該子会社株式等を減損処理することとなった場合に、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下「資本連結実務指針」という。）第 32 項に定めるのれんの償却処理（以下「のれんの追加的な償却処理」という。）を同第 33 項ののれんの減損の会計処理に重ねて適用することは不合理な帰結となる場合があるとし、同第 32 項を削除することが提案されている。

III. 論点に関連する現行の会計基準の定め

個別財務諸表における子会社株式等の減損処理

4. 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、子会社株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額とするとされている（金融商品会計基準第 17 項）。
5. また、金融商品会計基準及び会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）では、株式のうち時価のあるも

のについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理しなければならないとされている(金融商品会計基準第20項及び金融商品実務指針第91項)。

さらに、株式のうち時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として処理しなければならないとされている(金融商品会計基準第21項及び金融商品実務指針第92項)。

連結財務諸表におけるのれんの減損処理

6. 連結財務諸表におけるのれんは、「固定資産の減損に係る会計基準」(以下「減損会計基準」という。)の適用対象となる。減損会計基準では、減損損失の測定を行う対象を限定するために、減損の兆候を把握することとされている。減損会計基準で示されている減損の兆候は次のとおりである。
 - (1) 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
 - (2) 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること
 - (3) 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
 - (4) 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと
7. 減損の兆候があると判定された場合、減損の認識の判定を行い、認識すべきと判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損処理する。回収可能価額は、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額と定義される。
8. 持分法適用会社に関するのれん相当額の減損処理についても、基本的に、連結子

会社に関するのれんの減損会計処理と同様の会計処理が定められている。

一方で、連結子会社に関するのれんと異なり、「持分法適用会社に関するのれんを持分法適用会社の各事業へ分割する必要はない」とされ、「持分法適用会社に関するのれんの減損処理は、原則として、当該持分法適用の出資全体に関して適用される」とされている（企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下「減損会計適用指針」という。）第94項）。

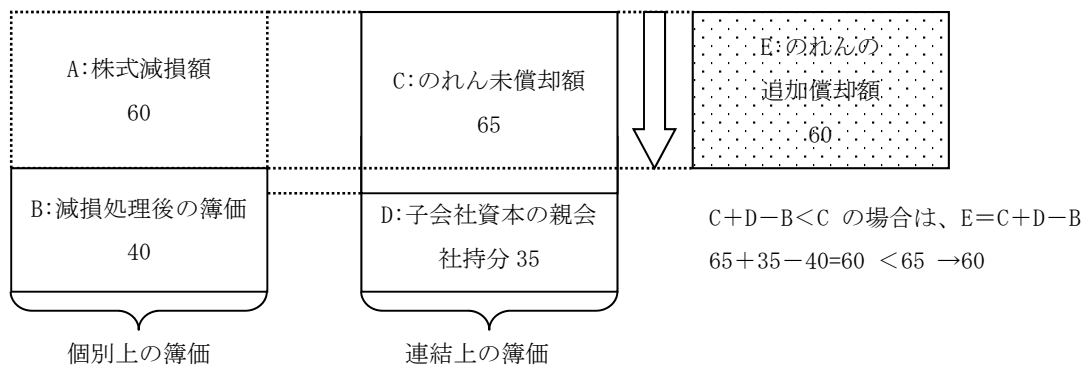
資本連結実務指針における取扱い

9. 資本連結実務指針第32項では、次の「のれんの追加的な償却処理」が定められている。

32. 子会社ごとののれんの純借方残高（連結原則に基づいて会計処理している場合には、借方残高（のれん）と貸方残高（負ののれん）との相殺後）について、親会社の個別財務諸表上、子会社株式の簿価を減損処理（金融商品会計実務指針第91項、第92項及び第283-2項から第285項に従う処理をいう。）したことにより、減損処理後の簿価が連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額（借方）との合計額を下回った場合には、株式取得時に見込まれた超過収益力等の減少を反映するために、子会社株式の減損処理後の簿価と、連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額（借方）との合計額との差額のうち、のれん未償却額（借方）に達するまでの金額についてのれん純借方残高から控除し、連結損益計算書にのれん償却額として計上しなければならない。

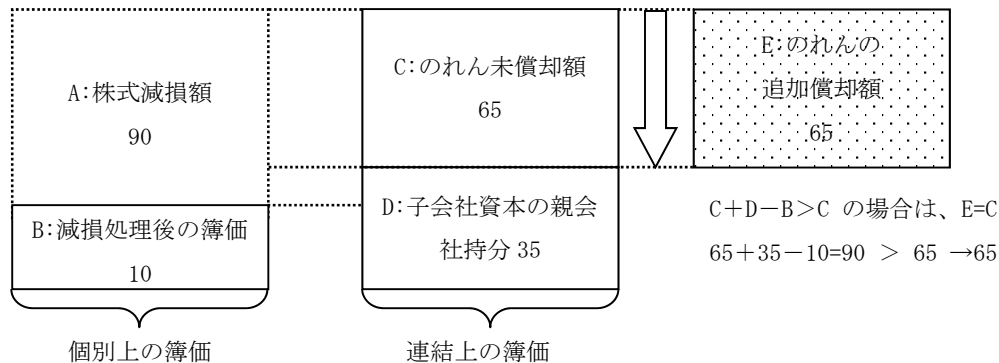
10. 資本連結実務指針第32項の定めを図示すると以下のようなになる。

(1) 子会社株式の減損処理後の簿価と連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額との合計額との差額がのれんの未償却額を下回る場合



子会社株式の減損処理後の簿価と、連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額との合計額との差額 (=60) のうち、のれん未償却額 (=65) に達するまでをのれん残高から控除するため、のれんの追加償却額は 60 となる。

(2) 子会社株式の減損処理後の簿価と連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額との合計額との差額がのれんの未償却額を上回る場合



子会社株式の減損処理後の簿価と、連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額との合計額との差額 (=90) のうち、のれん未償却額 (=65) に達するまでをのれん残高から控除するため、のれんの追加償却額は 65 となる。

11. また、資本連結実務指針第 33 項では、連結財務諸表におけるのれんの減損の会計処理は減損会計基準に従う旨が記載されている。

33. のれん（連結原則に基づいて会計処理している場合には、純借方残高）は、減損会計基準の二 8 及び平成 15 年 10 月 31 日付けで企業会計基準委員会から公表された企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下「減損会計適用指針」という。）の第 51 項から第 54 項及び第 131 項から第 133 項に従って減損処理を行う。

12. なお、関連会社株式についても、会計制度委員会報告第 9 号「持分法会計に関する実務指針」（以下「持分法実務指針」という。）において、「のれんの会計処理に当たっては、資本連結実務指針の第 30 項から第 33 項及び第 40 項に基づいて行う」とされており、子会社株式と同様の会計処理が求められている（持分法実務指針第 9 項）。

資本連結実務指針に関するこれまでの経緯

13. 資本連結実務指針は、減損会計基準及び減損会計適用指針の公表に先立ち、平成9年6月に企業会計審議会から「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表されたのを受けて、平成10年5月に日本公認会計士協会より公表されている。
14. 当初の規定では、連結調整勘定の償却処理として、規則的償却と一時償却が定められており、一時償却には、次の2つの処理が含まれていた。
 - (1) 連結調整勘定の金額に重要性が乏しい場合における一括償却処理
 - (2) 連結調整勘定の効果が取得時の見積りに基づく期間よりも早く消滅すると見込まれる状況が発生した場合における連結調整勘定残高の相当の減額処理
15. 本資料の第14項(2)における相当の減額処理が必要となる場合として、以下のような場合が示されていた（平成10年5月公表の資本連結実務指針第33項）。
 - (1) 子会社の業績が株式取得時の予想よりも大幅に悪化し、将来の期間にわたって損失が発生する状態が続くと予想される場合
 - (2) 親会社の個別財務諸表上、子会社株式の簿価に評価減が行われたことにより、評価減後の簿価が連結上の子会社の資本の親会社持分額と連結調整勘定未償却残高（借方）との合計額を下回った場合
 - (3) 子会社株式の取得時に存在した子会社の将来減算一時差異又は税務上の繰越欠損金のうち、繰延税金資産の判断要件を満たさないとの理由により繰延税金資産を計上していなかった部分について、その後当該資産が判断要件を満たし、子会社において繰延税金資産を計上する場合
16. 平成15年10月に減損会計適用指針が公表されたことを踏まえ、平成16年4月に資本連結実務指針が改正され、連結調整勘定の減損処理について、本資料の第11項に記載のとおり、資本連結実務指針第33項が新設された。

また、本資料の第14項(1)に記載した重要性が乏しい場合の一括償却処理については、連結調整勘定の償却に関する規定に集約された。さらに、本資料の第15項(1)に記載の内容は削除され、本資料第15項(2)及び(3)に記載の内容は資本連結実務指針に引き継がれた。

その後、平成17年12月に企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」が公表されたことを踏まえ、平成19年3月に資本連結実務指針が改正され、本資料の第15項(3)に記載の内容については削除された上で、子会社株式の取得時に存在した子会社の将来減算一時差異又は税務上の繰越欠損金のうち、将来年度の課税所得の見積りの変更等による繰延税金資産の回収見込額を見直したときの取扱いが新設された（資本連結実務指針第32-2項）。

IV. 分析

17. 資本連結実務指針第32項に定める「のれんの追加的な償却処理」について、減損会計基準に基づく連結財務諸表におけるのれんの減損の考え方との整合性について検討する。
18. 減損会計基準において、固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理であるとされている¹。

一方、第9項に記載のとおり、資本連結実務指針第32項に定める「のれんの追加的な償却処理」は、「株式取得時に見込まれた超過収益力等の減少を反映する」ことを目的とするとされている。

一般に、のれんは主に超過収益力を表すと考えられるため、固定資産の減損及び「のれんの追加的な償却処理」は、双方ともに、超過収益力の減少を反映する会計処理であり、その点では整合していることとなる。

19. ただし、連結財務諸表における「のれんの追加的な償却処理」の原因となる個別財務諸表における子会社株式等の減損が、常に当該株式の取得時の超過収益力の減少を反映したものと言えるか否かが必ずしも明らかではないため、この点が論点になると考えられる。

以下において、時価のある株式と時価を把握することが極めて困難と認められる株式とに分けて、検討を行う。

¹ 固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書 三 基本的考え方

(時価のある株式)

20. 第4項に記載のとおり、株式のうち時価のあるものについては、時価が著しく下落し、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損損失を計上しなければならないとされており、この規定は、株式が子会社株式か関連会社株式かにかかわらず適用される²。

ここで、子会社株式等の時価の著しい下落が、子会社又は関連会社の収益性の低下ないし超過収益力の減少を表している場合には、それにより連結財務諸表において「のれんの追加的な償却処理」を行うことは、固定資産の減損会計の考え方と異なるものではないと考えられる（ただし、のれんの減損は、のれんが配分された事業ごとに行われるため、費用の計上は同じにはならない）。

21. 一方で、株価が当該企業の収益力の変化とは関係なく下落する場合（市場の株価全体の下落や提案者が記載している流動性の低下なども原因として考えられる。）、時価の下落が必ずしも収益性の低下ないし超過収益力の減少を表しているとは言えない可能性があると考えられる。この場合においては、個別財務諸表における子会社株式等の減損により連結財務諸表において「のれんの追加的な償却処理」を行うことは、固定資産の減損会計の考え方と異なる可能性があるものと考えられる。

(時価を把握することが極めて困難と認められる株式)

22. 第5項に記載のとおり、株式のうち時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したとき、減損損失を計上しなければならないとされている。ここで、時価を把握することが極めて困難と認められる株式について実質価額が著しく低下している場合は、原則として、回復可能性はないものとして判断されるが、子会社株式等については、「財務諸表を実質ベースで作成したり、事業計画等を入手することが可能」であるため、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合は、相当の減額をしないことも認められる³。

² 事業投資と考えられる子会社株式等について、時価によって減損処理を行うことが適切であるか否かに関する論点は、第23回基準諮問会議（平成27年3月18日開催）において議論が行われており、詳細については、審議事項(4)-2 参考資料2を参照のこと。

³ 金融商品会計に関するQ&A Q33

23. 時価を把握することが極めて困難と認められる株式の実質価額が著しく低下する原因としては、子会社の純資産の減少又は超過収益力の低下が考えられるが、いずれも減損会計基準で示されている減損の兆候のいずれかに該当する可能性が高いものと考えられ、収益性の低下は固定資産の減損会計で判断されることとなる。
24. また、子会社及び関連会社に対する投資に含まれる連結財務諸表におけるのれんは、固定資産として扱われ、規則的な償却とともに固定資産の減損会計が適用される一方、個別財務諸表に計上される子会社株式等に含まれるのれん相当額は金融商品会計基準に従って処理され、のれん相当額を切り出して会計処理することは行われないため、そもそも同列に扱うべきものではないと考えられる。

(小括)

25. 前項までの分析を踏まえると、現行の資本連結実務指針第 32 項に基づく「のれんの追加的な償却処理」は、超過収益力の減少を反映するという点では連結財務諸表上におけるのれんの取扱いの考え方と整合するものであると考えられるものの、連結財務諸表上の固定資産としての回収可能価額を考慮しないという点で、連結財務諸表におけるのれんの減損の会計処理の考え方との整合性が必ずしも図られていないものと考えられる。

したがって、資本連結実務指針第 32 項に基づく「のれんの追加的な償却処理」は、減損会計を補完するものとして一定の役割を果たしてきたと考えられるが、必ずしも有用な会計処理につながらない可能性があるため、削除することが適当であると考えられ、その旨を日本公認会計士協会に依頼することが考えられる。

第 96 回企業結合専門委員会で聞かれた主な意見及びその対応

26. 前項の提案について、第 96 回企業結合専門委員会（2017 年 10 月 13 日開催）では、主に次の意見が聞かれた。
 - (1) 一般に株価は業績よりも先に反応するものであることを踏まえると、資本連結実務指針第 32 項に基づく「のれんの追加的な償却処理」は減損会計を補完するものとして一定の役割を果たしてきたと考えられることから、同項の削

除ではなく、株価の著しい下落が企業価値の毀損ではないことが合理的に立証できる場合は当該処理を行う必要はないなどの反証規定を設けることが考えられる。

- (2) 仮に資本連結実務指針第 32 項が現行の減損会計を補完しているものであったとしても、同項の一部修正を検討するよりは、いったん同項を削除した上で、不都合が生じるようであれば減損会計基準の手当を検討する方がよいのではないか。

27. 前項(1)は、資本連結実務指針第 32 項を削除せず、時価のある株式について何らかの手当を検討することを提案する意見である。当該提案に対しては、次の理由により、株価の取扱いについて減損会計適用指針の改正を検討することにより対応することが適当と考えられる。

- 株価の著しい下落が企業価値の毀損ではないことが合理的に立証できる場合とは、減損の認識及び測定の手組みの中で、検討対象となる子会社における資産又は資産グループの使用価値も踏まえた上で回収可能価額を算定することと類似の検証内容となるため、あえて資本連結実務指針第 32 項を残す理由に乏しい。

第 97 回企業結合専門委員会（2018 年 1 月 24 日開催）で聞かれた主な意見

- これまでの実務における資本連結実務指針第 32 項の存在意義や、国際的に減損会計の見直しが検討されている現状を踏まえると、非上場株式に関する取扱いも含めてこのタイミングで同項を削除することについては、慎重な検討が必要である。
- 資本連結実務指針第 32 項は国際財務報告基準（IFRS）との差異になっており、昨今、日本企業の海外進出が進んでいることも踏まえると、このタイミングでの同項の見直しは適切である。

ディスカッション・ポイント

資本連結実務指針第 32 項に関する事務局の提案について、ご意見をお伺いしたい。

V. 関連する論点

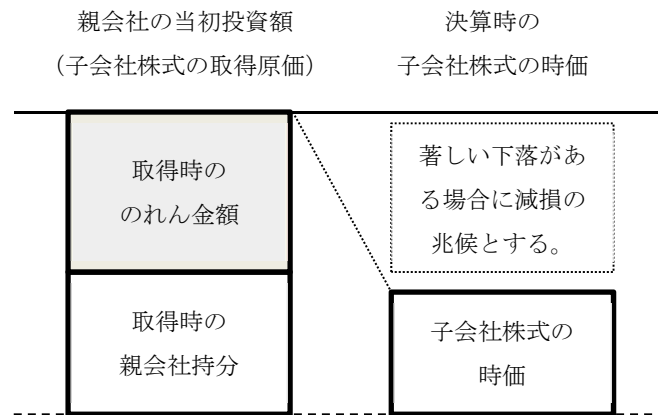
28. 基準諮問会議からの依頼に基づき、実務対応専門委員会でテーマ評価を行った際に、本論点に関連する論点として、減損会計基準に定められる減損の兆候の一つである「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと」に、子会社株式等の時価の著しい下落が含まれるか否かは必ずしも明らかではないことが識別されており、この点について検討する。
29. 第 96 回企業結合専門委員会（2017 年 10 月 13 日開催）では、減損会計適用指針第 15 項の「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと」における「市場価格」は、直接的には連結財務諸表に計上されている資産又は資産グループを構成する固定資産の市場価格について述べているものであると考えられ、連結消去される子会社株式等の時価の著しい下落がこの規定に含まれているか否かは必ずしも明らかではないことから、株価の下落が「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと」に該当する旨を減損会計適用指針に追記する修正を行うことを提案した。
30. これに対し、第 96 回企業結合専門委員会では、主に次の意見が聞かれた。
- (1) 減損会計基準に記載されている減損の兆候はあくまでも例示であるため、本来は不要な記載かもしれないが、資本連結実務指針第 32 項を削除することを受けて株価の下落が減損の兆候に該当することについて明確化を図るという趣旨であれば理解できる。
 - (2) 子会社株式の株価の下落を連結財務諸表における資産又は資産グループの減損の兆候とする明確な定めを設けることとすると、例えば、一つの連結子会社の中に複数の資産又は資産グループがある場合に、実務上の負担が大きい。

- (3) 資本連結実務指針第 32 項は、連結上ののれんの追加的な償却の取扱いに関する定めであるため、同項を削除することの手当という観点からは、連結上ののれんに関する減損の兆候の取扱いに限定するべきである。
- (4) 株価の下落を減損の兆候にする場合、比較の対象となる「帳簿価額」の内容について補足すべきである。
31. 前項の(2)及び(3)を踏まえて再検討した結果、以下の理由により、株価の下落により減損の兆候を識別する対象は、のれんのみとすることを提案する。
- 子会社が保有する固定資産については、子会社の個別財務諸表において減損会計が適用されていることから、子会社の株価が著しく下落した場合に、それらを減損の兆候と捉える必要性に乏しい。
32. なお、持分法適用会社についても、連結子会社の場合と同様、当該会社の個別財務諸表上において個々の資産について減損の判断が行われているため、のれん相当額のみを対象とすることが適当と考えられる。

(株価と比較する「帳簿価額」について)

33. 第 30 項(4)に示したとおり、第 96 回企業結合専門委員会では、株価の著しい下落を減損の兆候の例示に追記する場合に、株価と比較する「帳簿価額」の対象（何と比較して株価が著しく下落した場合に減損の兆候とするか）を明示すべきとの意見が聞かれている。
34. この点、株価を株式市場による企業評価の一つとして考えると、その価値の下落を反映するためには、子会社株式の当初の取得原価（投資額）と、決算時における子会社株式の時価を比較し、株価が子会社株式の当初の取得原価を著しく下回る場合に、株価の下落に基づいた減損の兆候があると判定することが考えられる。（図 1 参照）

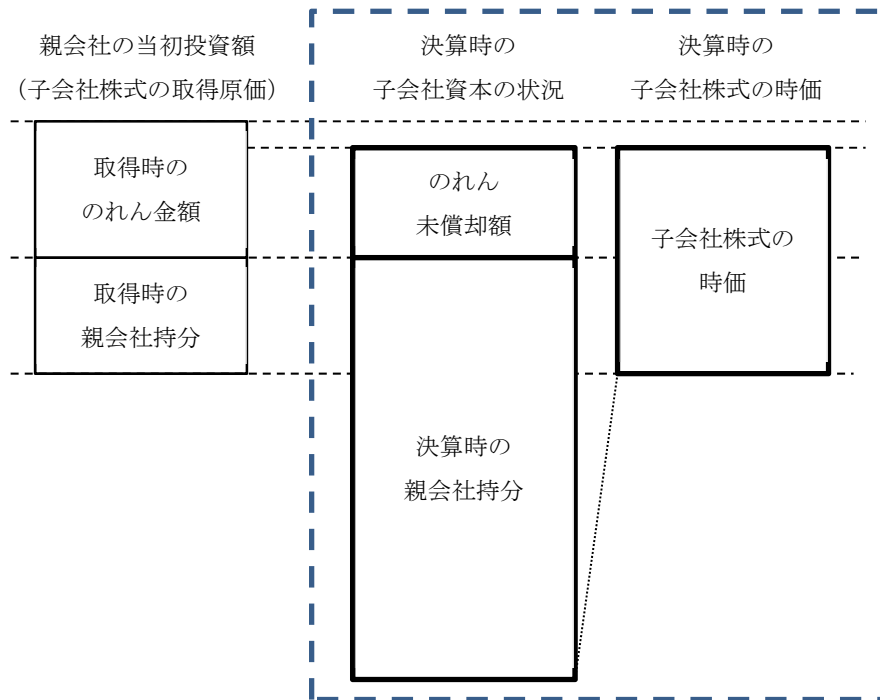
図1 子会社株式の当初の取得原価と株価を比較する方法



35. なお、資本連結実務指針第 32 項の記載を参考に、株価が「連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額(借方)との合計額」を著しく下回った場合に、株価の下落に基づいた減損の兆候があるとするとも検討した。

しかし、この方法によると、図 2 に示すように、株価が、当初取得時の取得原価からは著しく減少してはいない(親会社の個別財務諸表上では子会社株式を減損する必要はない)ものの、子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額(借方)との合計額を下回る状況の場合には、当初の投資額より多くの子会社資本持分が獲得されているにもかかわらず、減損の要否の検討が求められる可能性がある。このような取扱いは、我が国の減損会計基準の趣旨に照らして不合理であると考えられる。

図2 決算時の親会社持分が当初の金額を上回る場合



36. したがって、本資料の第 34 項に記載したように、当初の取得原価から株価が著しく下落した場合を減損の兆候として例示することが考えられる。
37. 前項までの分析を踏まえると、減損会計適用指針を、以下のとおり修正することが考えられるかどうか（下線部を追加）。

のれんの減損の兆候

17. のれんを含む、より大きな単位について、第 12 項から第 15 項における事象がある場合は、のれんに減損の兆候があることとなり、より大きな単位で減損損失を認識するかどうかの判定を行う（減損会計基準 注解（注 7）及び第 95 項参照）。

なお、のれんについては、共用資産と異なり、通常、のれんは独立してそれ自体では減損の兆候があるかどうかを判断できないため、原則として、のれんを含む、より大きな単位で判断されることとなる。

また、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分する方法を採用した場合には、のれんに減損の兆候があるかどうかにかかわらず、その帳簿価額を各資産グループに配分することとなり（減損会計意見書 四 2. (8)②ただし書き参照）、当該配分された各資産グループに第 12 項から第 15 項における事象がある場合、減損の兆候があることとなる。

17-2. 親会社が保有する連結子会社又は持分法適用会社の発行する株式が市場価格

に基づく価額⁴を有する場合に、当該市場価格に基づく価額が当初の取得原価から著しく下落したときは、前項ののれんの減損の兆候に該当する。なお、当初の取得原価とは、親会社の当該連結子会社又は持分法適用会社の発行する株式に対する個々の取引ごとの原価の合計額をいう。

第97回企業結合専門委員会（2018年1月24日開催）で聞かれた主な意見

- 株価の下落により減損の兆候を識別する対象をのれんに限定するという事務局提案に賛成する。
- 株価を減損の兆候とする場合には、株価と比較する対象は、事務局提案のように当初の取得原価ではなく、同じ時点の「連結上の子会社の資本の親会社持分ののれんの未償却額（借方）との合計額」を用いて判定する方が適切であると考えられる。

ディスカッション・ポイント

減損会計適用指針の修正案について、ご意見をお伺いしたい。

以上

⁴ 減損会計適用指針第108項に以下の記述がある。

「正味売却価額を算定するにあたって、固定資産においては、観察可能な市場価格が存在する場合は多くはないが、存在するときには、金融資産と同様に、原則として、市場価格に基づく価額を時価とする（第28項(1)参照）。当該市場価格は、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第48項から第52項に準ずる。」